



住まい・日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について

すまいの相談窓口	P57
かながわ外国人すまいサポートセンター	P18

緊急

母子緊急一時保護事業	P57
------------	-----

新たに住居の確保をしたい

●公営住宅等住居

市営住宅	P57
県営住宅	P57
母子生活支援施設	P14

●保証人がいない

居住支援制度	P58
--------	-----

●金銭面等に不安がある

住居確保給付金	P58
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P26

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)	P42	家事援助サービス(シルバー人材センター)	P59
------------------------------	-----	----------------------	-----

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライブ事業(生活支援講習会)	P59
------------------------------	-----

4 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)	P59
------------------------	-----

5 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧(P60)を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。



1 住まいのこと

(1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口 【開所時間】 8：30～12：00、13：00～17：00
 【休 所 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
 【所 在 地】 川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内2階窓口
 【問 合 せ】 044-244-7590
 ※窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

**イ：かながわ外国人
すまいサポート
センター** (再掲)(外国人への支援を行うところ)P18参照

(2) 公営住宅

ア：市営住宅 市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。20歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅 ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社)かながわ土地建物保全協会公営住宅課
入居者募集担当 045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする母子等を母子生活支援施設に保護します。
 また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係

(4) 母子生活支援施設 (再掲)P14参照

（５）川崎市居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費、残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

利用できる方

市内在住で、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方

その他要件

- ① 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ② 自立した生活ができる方
- ③ 原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【利用料等】

2年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の35%を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。

また、2年間の特約付火災保険に加入していただきます。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局住宅整備推進課 044-200-2997

（６）住居確保給付金

【家賃補助】

離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

【転居費用補助】

離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

※受給要件や申請方法等はホームページをご覧ください。



家賃補助



転居費用補助

【相談・申請】 だいJOB センター(川崎市生活自立・仕事相談センター) 044-245-5120

（７）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（再掲）P25参照



2 家事支援に関すること

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度) (再掲) P42参照

(2) 家事援助サービス(シルバー人材センター)

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

3 生活支援講座に関すること

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業(生活支援講習会)

養育費セミナーやヨガ、フラダンスなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166



詳しい講習会情報はサン・ライヴのホームページに掲載しています。

4 シングルマザーの仲間づくり

(1) つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称で、母子家庭等の自立促進・生活安定のために、お互いに助け合い、励まし合いながら活動している団体です。会員同士の交流が盛んで、親子で参加できる交流会や遠足等、年間を通して様々なイベントを企画しています。

【入会方法】 ●入会申込書と会費(800円)を添えて、直接事務局へ申込み
●入会申込書と会費(100円切手×8枚)を添えて、事務局へ郵送で申込み
●お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員(お問い合わせください。)へ申込み

【問 合 せ】 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

川崎市 つくし会

検 索

